

●香川県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年12月26日から令和6年1月22日まで一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松善通寺線（33号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市西庄町字樋本1035番1 地先から	前	10.0～27.9	69	道路メンテナンス事業による仮設道の設置
坂出市西庄町字樋本1032番1 地先まで	後	10.2～39.3	69	

- 4 供用開始の期日 令和5年12月26日